平成29年度税制改正大綱 概要



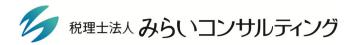
目次

【法人課税】

I-1.	研究開発税制の見直し①②	P01~02
I-2.	所得拡大促進税制の拡充 ①②	P03~04
I-3.	役員給与の損金不算入制度の見直し ①②	P05~06
I-4.	組織再編税制の見直し ①②	P07~08
I-5.	地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	P 09
I-6.	中小企業向け設備投資促進税制の拡充	P 10
I-7.	その他 ①②	P11~12

【個人所得課税】

Ⅱ-1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	P 13
Ⅱ-2. 住宅ローン控除等の見直し ①②	P14~15
II-3. 積立NISAの創設	P 16
Ⅱ-4. セルフメディケーション税制の見直し	P 17



【資産課税】

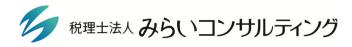
Ш-1.	相続税・贈与税の納税義務の見直し	P 18
Ш-2.	居住用超高層建築物に係る課税の見直し	P 19
Ш-З.	取引相場のない株式の評価の見直し ①②	P20~21
Ш-4.	非上場株式等の納税猶予の見直し ①~④	P22~25
Ш-5.	広大地の評価方法の見直し	P 26
Ш-6.	その他の改正項目	P27

【国際課税】

W-1 . 夕	 国子会社合算税制等の総合的見直し	P 28
----------------	---------------------------	-------------

【その他】

V-1.	酒税の課税の見直し	P 29
V-2.	車体課税の見直し	P30
V-3.	その他の改正	P 31



はじめに

「平成29年度税制改正大綱」は平成28年12月16日に公表され、平成28年12月 22日に閣議決定されました。

本冊子では、「平成29年度税制改正大綱」における実務への影響が大きい主な項目 について説明いたします。

なお、本冊子は、与党税制改正大綱及び各省庁からの改正要望等に基づいて作成しています。今後の国会審議の状況等によってはその内容に変更が生じる可能性があります。また、内容の詳細は今後の法律案、政省令案の公表、公布等を待つ必要があります。本冊子の内容については、あくまでも現状知りうる限りの情報に基づいての見解となっていますので、ご了承ください。

税制改正に関する最新情報は弊法人の各担当者より随時お知らせしていきます。

【本冊子の内容についてのお問い合わせ先】

税理士法人みらいコンサルティング 税制改正プロジェクトチーム

TEL: 03-3519-3980

FAX: 03-3519-3977

URL: http://www.miraic.jp/

Ⅰ-1. 研究開発税制の見直し ①

改正概要

研究開発投資を増加させ、新たなビジネス開発を後押しする観点から競争力強化のための研究開発税制の見直しが行われます。

適用期間・時期

平成29年4月1日以後 開始する事業年度から 適用される予定です。 (一部時限措置あり)

想定される影響

・ IoT・ビッグデータ・AI等の新たなビジネスへの投資対して税制面で優遇されるほか、研究開発投資が一定割合増加した法人全般に対して優遇されます。(特に中小企業者等に有利)

【解 説】

			現行	改正案
		試験研究費 の範囲	製品の製造又は技術の改良、考案、発明に 係る費用のうち一定のもの	「新サービスの開発」を追加 (次ページ参考)
	[A]	税額控除率	試験研究費割合に応じて 8~10%(中小企業者等12%)	試験研究費の増減割合に応じて6~14% (中小企業者等※ 12~17%) ※試験研究費の増加割合が5%を超える場合に限ります。 (注) 2年間の時限措置後は6~10% (中小企業者等についても同様)
恒	M9 DX 	中 小 以 以 には最大10% を上乗せ(上限35%) には最大10% を上乗せ(上限35%) ・ 【D】との選択適用・2年間の時限措置		
久措置		控除限度額	法人税額×25%	 ・試験研究費の増加割合が5%を超える場合には10%を上乗せ(35%) ・【D】との選択適用 ・2年間の時限措置
	(B)	特別試験研究費 の範囲 (追加)		特別試験研究費の対象となる費用の限定の廃止 契約変更時の特別試験研究費の対象の明確化 費用の明細書と領収書等との突合を不要とする
	オープン イノベーション型	税額控除率	大学、国の研究機関等との共同研究:30% 民間企業等との共同研究:20%	- 変更なし
		控除限度額	法人税額×5%	支更なび
	[C]	税額控除率	5~30%	廃止(総額型に統合)
時限	増加型	控除限度額	法人税額×10%	元正(咖啡・一切・一)
措置	[D]	税額控除率	(試験研究費割合—10%) ×20%	- 適用期限を2年延長 (平成31年3月31日までに開始
	高水準型	控除限度額	法人税額×10%	する事業年度) ・【A】との選択適用

Ⅰ-1. 研究開発税制の見直し②

改正概要

• (参考)

研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業によるもの「モノ作り」の研究開発に加え **IoT・ビッグデー タ・人工知能等**を活用した第4次産業革命型の "「サービス」の開 発"が新たに追加されました。

【解 説】

試験研究費の定義(現行制度)

製品の製造、技術の改良・考案・発明にかかる 試験研究のために要する費用



改正後

第4次産業革命型の新たなサービスの開発にかかる試験研究費を対象に追加

[サービス開発の事例]

■地域を自然災害から守るサービス

ドローンを活用して収集した画像データや気象データ 等を組み合わせて分析することで、より精緻でリアル タイムな自然災害予測を通知するサービスを提供。



■農家を支援するサービス

センサーによって収集した、 農作物や土壌に関するデータや気象データ等を組み合わせ分析し、農家が最適な 農作業をできるような農業 支援情報を配信するサービスを提供。



■各個人に応じたヘルスケアサービス

各個人の運動や睡眠状況、 食事、体重、心拍等の健 康データを分析すること で、各個人に最適なフィッ トネスプランや食生活の 推奨や病院受診勧奨を行 うサービス。



■観光サービス

ドローンや人工衛星等を活用して収集した画像データ や気象データ、生態系のデータ等を組み合わせて分析 することで、高付加価値の観光資源だけが発生頻度の 低い自然現象を精緻に予測するサービスを提供。



【経済産業省「平成29年度経済産業関係 税制改正について」】

- 平均給与等支給額の増加要件について追加、 見直しが行われると共に、税額控除額が上乗せされる予定です。
- 地方税(付加価値割) の所得拡大促進税制等 についても法人税に準 じた見直しが行われる 予定です。

【解 説】

中小企業者等以外の法人

		現行	改正案	
	1	雇用者給与等支給増加額 基準雇用者給与等支給額	改正なし	
要件	2	② 雇用者給与等支給額 ≧ 比較雇用者給与等支給額		
	3	平均給与等支給額>比較平均給与等支給額	平均給与等支給額 — 比較平均給与等支給額 比較平均給与等支給額	
控除税額	程除税額 雇用者給与等支給增加額×10%		雇用者給与等支給增加額×10% + (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額×2% (%1)	

中小企業者等

4			現行		改正案
		1	雇用者給与等支給增加額 基準雇用者給与等支給額		改正なし
要	件	2	雇用者給与等支給額 ≧ 比較雇用者給与等支給額		
			平均給与等支給額>比較平均給与等支給額		改正なし
		3			平均給与等支給額 — 比較平均給与等支給額 比較平均給与等支給額
				Α	改正なし
B + B		雇用者給与等支給增加額×10% + 車用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額×12% (%2)			

<中小企業者等については、改正後Aパターン、Bパターンの2通りになります。>

中小企業者等とは、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(同一の大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人等)に発行済株式又は出資金の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資金の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く)をいいます。

^{※1(}雇用者給与等支給額-比較雇用者給与等支給額)は雇用者給与等支給増加額を限度とします。

^{※2} 雇用者給与等支給増加額二(雇用者給与等支給額一基準雇用者給与等支給増加額)

I-2. 所得拡大促進税制の拡充②

適用期間・時期

平成29年4月1日以降開始事業年度から適用される予定です。

想定される影響

- ・ 給与等支給額の2%増加 要件が加わりますが、税 額控除額の上乗せが法人 の規模に関わらず適用されるため税額メリットも 大きく、結果、賃金アップが行われることにより 従業員の更なるモチベーションアップにも繋がります。
- ・ 中小企業者等は大企業に 比べ賃上げ余力に乏しい ことから従来の給与増加 要件が維持されつつ、一 定の要件を満たすことに より、上乗せが受けられ ます。

【解説】

【具体例】 (中小企業者等) 前提) 平均給与等支給額≥比較平均給与等支給額×1.02とする

I. 雇用者給与等支給額 : 10,000 比較雇用者給与等支給額: 8,000 基準雇用者給与等支給額: 7,000

(10,000-7,000) × 10% + (10,000-8,000) × 12% = 540 雇用者給与等支給額

比較雇用者給与等支給額

限度

基準雇用者給与等支給額

上記のケースで平均給与等支給額<比較平均給与等支給額×1.02の場合は (10,000-7,000) × 10% =300が控除税額となる

Ⅱ.雇用者給与等支給額 : 10,000 比較雇用者給与等支給額 : 6,000 基準雇用者給与等支給額 : 7,000

(10,000-7,000) × 10% + (10,000-7,000) × 12% = 660



経営陣に中長期の企業 価値創造を引き出すた めのインセンティブを 付与することができる よう、業績に連動した 報酬等の柔軟な活用を 可能とするための措置 が講じられます。

【解 説】

利益連動給与・事前確定届出給与

項目		現状	改正の方向性		
[4	事前確定届出	出給与(譲渡制限付株式等)】			
1	ブループ 学	▶ 自社及び <u>直接の完全子会社</u> に付 与対象が限定。	▶ 完全子会社以外の子会社役員も付与対象。		
	居住者	▶ 非居住者である役員は損金算入 不可。	▶ 非居住者である役員も損金算入を 可能。		
[7	利益連動給与	∋】			
報酬プ	•算定 指標	▶ 利益の状況に関する指標のみが 対象(営業利益、当期純利益、 ROE等)。	★価等を指標に追加、		
ラン	•計測 期間	➤ <u>単年度の指標</u> のみが対象。	▶ <u>複数年度の指標も</u> 対象、		
[1	【役員給与税制全体】				
• 各給与類型 の整合性		金銭、譲渡制限付き株式が対象。 (ストックオプションは役員給与 税制の枠内で損金経理可能)	 ▶ストックオプションや株式報酬も 役員給与税制の対象とし、全体とし て整合的な税制となるよう措置。 (⇒パフォーマンスシェア(※)や在任時に付与する株式信託が新たに損金 算入の対象に 		

(※)パフォーマンスシェア:中長期の業績目標の達成度合いに応じて、株式を役員に付与する 報酬類型

出典:経済産業省【平成29年度税制改正について】

適用期間・時期

- ・ 退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る部分については平成29年10月1日以後に支給又は交付に係る決議(決議がない場合はその支給又は交付)をする給与について適用されます。
- その他については平成 29年4月1日以後のも のについて適用されます。

想定される影響

改正の多くは実質上場会社(その子会社を含む)のみに影響がある項目となります。

【解 説】

定期同額給与

■税及び社会保険料を控除した手取額が同額であるものが追加されます。 (例:外国人役員へのグロスアップなど)

退職給与

- ■業績連動指標を基礎として算定されるもののうち次のものは全額損金不算入となります。
 - ・利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの
 - ・新株予約権による給与で事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要 件を満たさないもの

譲渡制限付株式・新株予約権を対価とする費用の帰属時期の特例

- ■対象となる株式に「役務提供を受けた内国法人又は完全親法人の株式」の他に「その他の法人の株式」が対象に追加されます。
- ■損金算入時期が現行の譲渡制限解除日から譲渡制限解除確定日となります。
- ■非居住者へ交付した場合は給与等課税事由が生じないことから損金不算入とされていましたが、その非居住者が居住者であったとした場合に給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととして、その事業年度の損金に算入されることとなります。

・ スピンオフ(企業の一部門 や事業などを切り離して独 立させ、事業展開を行うこ と:次ページ参照)の円滑 な実施を可能とする等の税 制措置が講じられます。

適用期間・時期

①~③平成29年4月1日 以後開始事業年度から適用④~⑥平成29年10月1日 以後の組織再編より適用

適用期間・時期

平成29年10月1日以後の組織再編より適用

【解説】

- 1.適格組織再編の範囲拡大・適格要件の見直し
- ・下記の適格組織再編の範囲拡大・適格要件の見直しが行われます。
- ①適格分割の範囲拡大(新設分割による事業の切り出し)
- ②適格現物分配の範囲拡大 (100%子法人株式の全部の現物分配 外国法人株主含む)
- ③単独新設分社型分割の適格要件の見直し(関係継続要件の見直し)
- ④吸収合併・株式交換の適格要件の見直し(対価要件の緩和)
- ⑤企業グループ内の分割型分割における関係継続要件の緩和
- ⑥共同事業を行う為の合併、分割型分割、株式交換、株式移転に係る株式継続 保有要件の緩和

(想定される影響)

適格要件が緩和され、課税繰り延べの適格組織再編が行いやすくなります

2.その他組織再編項目の改正

- ・上記に加え、組織再編税制項目の中で、個別項目として下記事項が改正されます。
- ①全部取得条項付種類株式・株式併合の端数処理、株式売渡請求による完全子会社化を組織再編の一環として位置付け、所要の措置を講ずる
- ②非適格株式交換等・連結グループへの加入等の時価評価対象資産を帳簿価額 1,000万円以上の資産に改正
- ③全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に反対する株主らの買取請求に基づく自己株式の取得を、みなし配当が生じる自己株式の取得から除外
- ④営業権の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算上、月割計算を行う

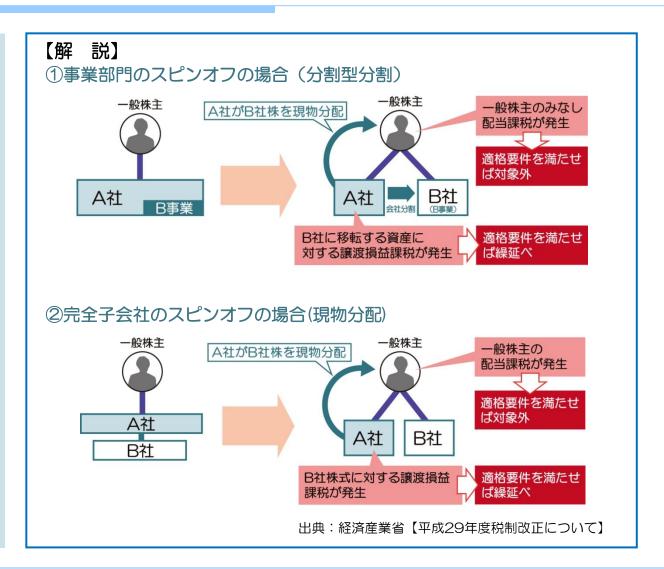
(想定される影響)

全部取得条項付種類による組織再編が組織再編税制に組み込まれることにより現金支出等による少数株主排除等の対策が行いやすくなります。

I-4. 組織再編税制の見直し ②

改正概要

- (参考)スピンオフとは企業の一部門や事業を切り出して独立会社とすることです。具体的なスキームについては右記のようなスキームがあります。
- ・ ①事業部門のスピンオフの 場合には事業関連性などの 共同事業要件を満たさない ため、②完全子会社のスピ ンオフの場合には一般株主 への現物配当は適格現物分 配とならないため、いずれ も現行では非適格組織再編 成となりますが、今回の改 正により一定の場合には適 格組織再編成となります。



地域経済の発展のため、 地域の中核企業が行う未 来投資について、設備投 資促進税制が創設されます。

適用期間・時期

企業立地促進法の改正法 の施行日から平成31年3 月31日までに取得するも のについて適用される予 定です。

【解 説】

適用法人

青色申告法人

適用対象資産

特定地域中核事業施設等(注1)を構成する機械装置、器具備品、建物及び建物附属設備並びに構築物

制度内容

特定承認地域中核事業計画(注2)に基づく事業について、設備投資をしてその事業の用に供した場合、下記の選択適用ができることとなります。

	選択適	i用	
	特別償却	→ 税額控除※	
建物			
建物附属設備	取得価額×20%	取得価額×2%	
構築物			
機械装置	邢伊压密》400/	取得压药 >/ 40/	
器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%	

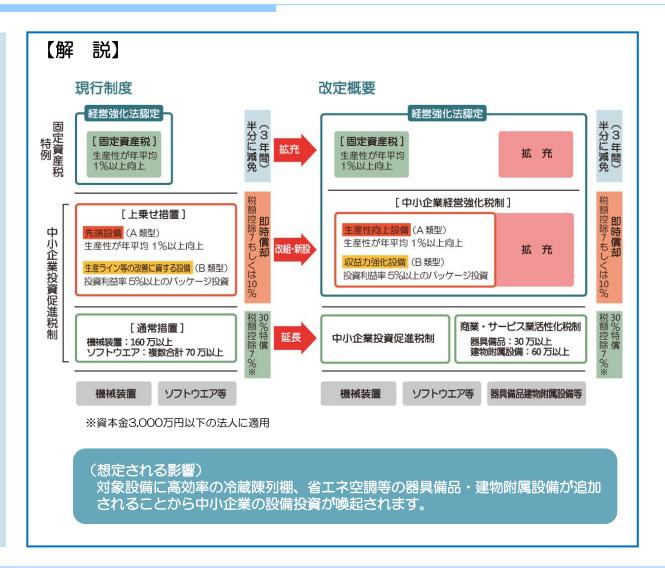
※ 適用事業年度の法人税額の20%が上限

(注1)特定承認地域中核事業計画に定められた施設等で取得価額の合計額が2,000万円以上のもの(注2)地域未来投資促進法による一定の基準に適合することについて国の確認を受けたもの

- 「中小企業投資促進税制」の上乗せ措置(即時時償却等)について、新しく「中小企業経営強化税制」として改組され、器具備品と建物附属設備の全てが対象とされます。
- 「中小企業投資促進税制」については、対象資産から器具備品が除外され、2年延長されます。
- 「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別控除」が2年延長されます。
- 上記3つの制度の合計で、 法人税額の20%が税額控 除限度額となります。

適用期間・時期

平成29年4月1日~平成 31年3月31日に取得した 資産



・ 法人税・法人住民税関係 の中小企業者向けの各措 置法について、平均所得 金額(前3事業年度の所得 金額の平均)が年15億円 を超える事業年度は適用 できないこととなります。

適用期間・時期

平成31年4月1日以後開始する事業年度から適用される予定です。

改正概要

・ 確定申告書の提出期限の 延長の特例について一定 の場合に4月を限度として の延長が認められます。

適用期間・時期

平成29年4月1日以後開始事業年度から適用される予定です。

【解説】

1.租税特別措置法関連

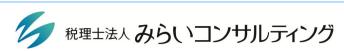
平均所得金額年15億円以上の法人は下記の表のうち、中小法人向けのものは引き続き、適用を受けられますが、中小企業者向けのものについては適用が受けられなくなります。

中小法人					
(期末資本金	(期末資本金の額が1億円以下の普通法人。ただし、資本金の額が5億円以上の法人の完全子会社を除く)				
軽減税率	所得800万円以下の部分について税率19%				
貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可				
欠損金	欠損金の繰越控除について所得金額の100%まで損金算入可				
留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外				
中小企業者等					
(資本金の額、	もしくは出資金の額が1億円以下の法人等または農業協同組合等で青色申告を提出するもの)				
研究開発税制	総額型の税額控除率の上乗せ措置				
所得拡大促進税制	給与等支給額の増加要件・税額控除の上限の上乗せ措置				
軽減税率の特例	軽減税率の特例 所得800万円以下の部分について15%とする措置				
中小企業投資促進税制					
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例					

2.確定申告書の提出期限の延長の見直し(主に上場会社・上場準備会社)

適用要件	改正の内容
会計監査人を置いている法人が定款等の	定款等の定めの内容を勘案して4月を超え
定めにより各事業年度終了の日の翌日か	ない範囲内において税務署長が指定する月
ら3月以内に決算についての定時総会が	数の期間の確定申告書の提出期限の延長
招集されない状況にあると認められる場合	を認める

- ・この改正に伴い、定期同額給与の改定期限、事前確定届出給与の届出期限、利益 連動給与の 報酬委員会の決定等の手続期限の見直しが行われる予定です。
- ・法人税の改正に伴い地方税も同様の見直しが行われる予定です。



I-7. その他 ②

改正概要

租税特別措置について 期限が到来するものを 中心に見直しが行われ ます。

適用期間

平成29年4月1日以後 開始する事業年度から 適用される予定です。

【解 説】

租税特別措置法関連

- ・環境関連投資促進税制について、新エネルギー利用設備等の範囲の適正化が 行われます。
- ・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しを行った 上で適用期限が3年延長されます。
- ・公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10% (現行12%)に引き下げた上で適用期限が2年延長されます。
- ・中小企業者等に係る軽減税率の特例(年間800万円以下の所得金額に対する 税率が15%に軽減されるもの)の適用期限が2年延長されます。

- 合計所得金額が 1,000万円を超える居 住者は、配偶者控除を 受けられなくなります。
- 配偶者特別控除の適用 範囲が拡大されます。 (配偶者の合計所得金 額38万円超123万円 以下)
- 住民税についても同様 の改正が予定されています。

適用期間・時期

平成30年分以後の所得税について適用されます。

【解 説】

1. 配偶者控除

足は老の会計を組合類	控除額		
居住者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	
900万円以下	38万円	48万円	
900万円超950万円以下	26万円	32万円	
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	

合計所得金額が1,000万円超は、配偶者控除の適用はありません。

2. 配偶者特別控除

居住者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額		控除額	
38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

住宅の耐久性向上改修 工事が所得税額の特別 控除の適用対象となり ます。

適用期間・時期

・ 増改築等をした居住用 家屋を平成29年4月1 日から平成33年12月 31日までの間に自己 の居住の用に供する場 合に適用されます。

【解 説】

1. **住宅の耐久性向上改修工事への所得税額の特別控除の適用** 耐久性向上改修工事を行って長期優良住宅の認定を受けた場合、 所得税額の特別控除の適用対象となります。

住宅借入金の有無	耐久性向上改修工事と 併せて行う以下の工事	特別控除額
有	省工ネ改修工事	最大62.5万円 (5年間で)
無	耐震改修工事・ 省エネ改修工事	最大50万円 [※]

[※]省エネ改修工事と併せて太陽光発電設備を設置した場合は最大60万円

2. 省エネ改修工事に係る税制の適用範囲の拡大

現行においては全ての居室の窓全部の断熱改修工事を行う場合に限られています。

➡ 改正後は住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合、全ての 居室の窓 全部の断熱改修工事を行う場合に限らず適用できるよう になります。

Ⅱ-2. 住宅ローン控除等の見直し②

改正概要

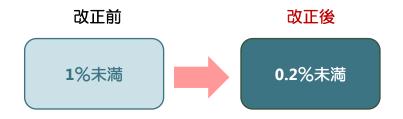
住宅ローン控除の対象 とならない借入金等の 利率が引下げられます。

適用期間・時期

平成29年1月1日以後 に居住用家屋を自己の 居住の用に供する場合 に適用されます。

【解 説】

1. 給与所得者が勤務する会社等から貸付を受けた住宅ローンのうち、住宅ローン控除の対象とならない借入金等の利率が引下げられます。



※地方税においても同率での改正が行われます。

2.住宅ローン控除等の工事証明書類の統一

特別控除の適用対象となる増改築等であることを証する書類 (増改築等工事証明書)と特別控除の適用対象となる耐震改修で あることを証する書類(住宅耐震改修証明書)の様式が統一されます。

Ⅱ-3. 積立NISAの創設

改正概要

 積立型NISAの創設 長期・分散投資のメ リットを十分得られる よう、現行NISAより も年間投資上限額を小 さくする一方、 非課 税投資期間をより長期 にした制度です。

適用期間・時期

平成30年1月からの 導入が予定されてい ます。

【解 説】

積立NISA(案)の概要〈創設〉

項目	摘要
利用可能者	居住者等
年間投資上限額	40万円
非課税保有期間	20年間
投資可能期間	平成30年から平成49年まで(20年間)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 ※要件については今後検討 税制改正大綱には、 ①信託期間が無期限又は20年以上であること、 ②毎月分配型でないこと、等について記載
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による 買付け
現行NISAとの関係	現行NISAと選択して適用可能

金融庁「平成29年度税制改正について-税制改正大綱における金融庁関係の主要項目-」より作成

- セルフメディケーション税制が平成29年に 導入されたことに伴い、 申告書の添付書類が整備されます。
 - ※セルフメディケーションとは自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。

適用開始時期

平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

【解 説】

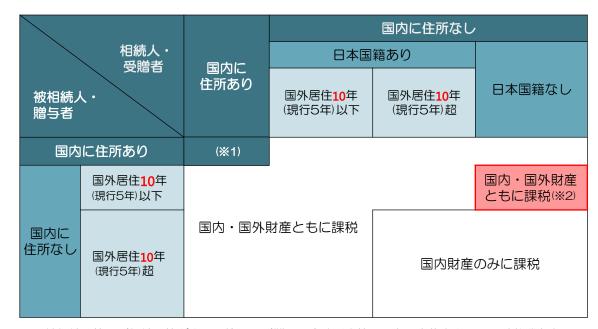
	「セルフメディケーション税制」
添付書類	医療費の明細書や医薬品購入費の明細書
保管すべき書類	現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書
保管義務期間	確定申告期限から原則5年間
制度概要	健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の 取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチ OTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、 医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その 購入費用について所得控除を受けることができる制度 です。
申告対象者	以下の3つの事項の全てに該当する方 ●所得税、住民税を納付 ●1年間(1~12月)に健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組を行っていること(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診) ●1年間(1~12月)で、対象となるOTC医薬品を12,000円を超えて購入していること(扶養家族分を合算)
対象期間	平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
上限金額	8万8,000円
注意事項	従来の医療費控除と同時に利用することはできません

- 国外財産が課税対象外 となる要件が見直され ます。
- 日本国籍を持たない相 続人の課税財産の範囲 が拡大されます。

適用期間・時期

平成29年4月1日以 後に相続・遺贈又は贈 与により取得した財産 について適用されます。

【解 説】



※1 被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在をしている場合等には、国内財産のみに課税

※2 現 行:国内財産のみに課税

改正後:国内・国外財産ともに課税

(ただし、被相続人が日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしている場合は除かれます)

- タワーマンションの固定 資産税及び不動産取得税 の算定について、これま で階層に関係なく一律に 賦課されていましたが。 改正後については、マン ションの階数に応じて賦 課されることとなります。
- 上記にかかわらず、マンションの区分所有者全員による申し出があった場合には、市町村等はその申し出た割合により按分して賦課することも可能とされます。

適用期間・時期

 平成30年度から新たに課 税されることとなるタワーマンション(平成29年4月 1日前に売買契約が締結された住居を含むものは除く)について適用されます。

【解 説】

[現行]

階数の違いに関わらず、すべての区分所有者に対して均等に固定資産税等 が課税されています。

改正後は…

高さが**60**mを超える居住用マンションについて、固定資産税の按分方法が変更されます。

1階を100とし、階が一を増すごとに、これに10を39で除した数を加えた数値が補正率となり、この補正率により按分して計算を行う見込みです。

例:2階の場合

 $100+(10\div39)=100.2564\cdot\cdot\cdot$



[改正後]



Ⅲ-3. 取引相場のない株式の評価の見直し ①

改正概要

取引相場のない株式の 評価方法のうち、類似 業種比準方式について 見直されます。

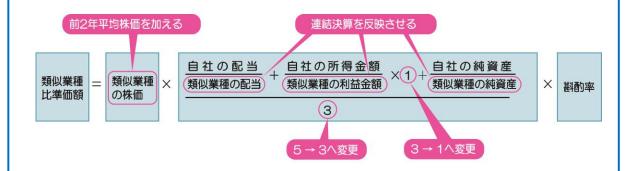
適用期間・時期

平成29年1月1日以後 の相続等により取得し た株式について適用さ れます。

【解 説】

類似業種比準方式について、次の見直しが行われます。

- ①類似業種の上場会社の株価について、現行に<mark>課税時期の属する月以前2年間平均を</mark>加える。
- ②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、 連結決算を反映させたものとする。
- ③配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。



この見直しにより、相対的に純資産が大きく利益が少ない会社については株価が上昇し、純資産が小さく利益が大きい会社については株価が下落する傾向になると想定されます。

Ⅲ-3. 取引相場のない株式の評価の見直し ②

改正概要

評価会社の規模区分の 金額等の基準について、 大会社及び中会社の適 用範囲が総じて拡大されます。

適用期間・時期

平成29年1月1日以後 の相続等により取得し た株式について適用さ れます。

【解 説】

会社規模を判定する基準の各要素(簿価総資産額、従業員数、取引金額)の基準を下げることによって、大会社及び中会社の適用範囲が拡大されます。

※新しい「金額等の基準」の詳細については、まだ公表されておりません

[現行:参考] 会社規模判定基準 (例:卸売業・小売・サービス業以外)

簿価総資産額	従業員数	取引金額 (売上高)	会社規模
10億円以上	50人超	20億円以上	大会社
7億円以上	50人超	14億円以上	中会社
10億円未満		20億円未満	(中の大)
4億円以上	30人超	7億円以上	中会社
7億円未満	50人以下	14億円未満	(中の中)
5,000万円以上	5人超	8,000万円以上	中会社
4億円未満	30人以下	7億円未満	(中の小)
5,000万円未満	5人以下	8,000万円未満	小会社

Ⅲ-4. 非上場株式等の納税猶予の見直し ①

改正概要

・ 災害等の被災者等が納税猶予の適用を受ける、 になる場合になる場合にできる。 ではる場合にできる。 ではるの態様にが免除できる。 ではるのででできる。 では、ではないである。 であるには、 のであるでは、 のであるであるである。 のであるであるであるである。 のであるであるであるである。 のであるであるである。

適用期間・時期

平成29年1月1日以後 に相続等により取得す る財産について適用さ れます。

(所要の経過措置あり)

【解 説】

災害の発生前に相続又は贈与により取得した場合

	被災状況	措置
1	総資産の30%以上の被害を受けた場合	雇用継続要件の <mark>免除</mark>
2	被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の20%以上の場合	雇用継続要件の <mark>免除</mark>
3	一定の災害等の発生後6月間の売上高が 前年同期間の売上高の 70%以下 の場合	売上高の回復に応じて 雇用継続要件が <mark>緩和</mark>
4	①~③の被害を受けた会社が経営承継期 間内に <mark>破産等</mark> した場合	猶予税額が免除

災害の発生後に相続又は贈与により取得した場合には、上記①~④の措置に加え、<u>事前役員就任要件(※)が緩和</u>されます。

※事前役員就任要件…相続開始の直前において後継者が会社の役員であること (代表者である被相続人が60歳未満で死亡した場合を除きます)

Ⅲ-4. 非上場株式等の納税猶予の見直し ②

改正概要

雇用確保要件(平均8 割維持)の常時使用従 業員数の計算において 端数処理は切上げと なっていますが、改正 後は切捨てに変更され ます。

適用期間・時期

平成29年1月1日以後 に相続等により取得 する財産について適用 されます。

(所要の経過措置あり)

【解 説】

[現行]

申告期限の翌日から5年(経営承継期間)を経過した日において、5年間の 平均で8割の雇用を維持しなければ、猶予税額と利子税を納付しなければな らず、この維持しなければならない雇用平均の計算方法について切り上げて 計算することとされています。

改正後は…

納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に1人に満たない端数は切り捨てることとなります。

※相続開始時又は贈与時の常時使用従業員が1人の場合には1人

現行	改正案
端数を 切り上げる	端数を切り捨てる
例:申請時6人 →	平均4人 の場合
6人×80%=4.8人→5人>6人 ∴雇用を8割維持できていない	6人×80%=4.6人→ 4人 ≦6人 <u>∴雇用を8割維持できている</u>

Ⅲ-4. 非上場株式等の納税猶予の見直し ③

改正概要

- 相続時精算課税による 贈与についても贈与税 の納税猶予の対象とな ります。
- 贈与税の納税猶予制度 の適用後に認定が取り 消されても高額の贈与 税負担が発生しないよ うにリスクの軽減が図 られます。

適用期間・時期

平成29年1月1日以後 に相続等により取得す る財産について適用されます。

(所要の経過措置あり)

【解 説】

[現行]

贈与税の納税猶予の適用をうけることができる贈与について、相続税精算課税に係る贈与は適用対象外とされています。

改正後は…

- ①相続時精算課税に係る贈与についても納税猶予の適用対象となります。
- ②相続時精算課税制度を使って贈与を行う場合、2,500万円の特別控除をうけ、かつ税率は20%であるため、猶予税額の計算において暦年課税と比較し一般的に少額となります。

ただし、一度相続時精算課税制度を選択した場合には、その贈与者からの贈与は以後必ず相続時精算課税制度を行わなければならないため、特に株式以外の贈与については課税される可能性が高いことに留意が必要です。

	改正前	改正後
暦年課税贈与	適用あり	適用あり
相続時精算課税贈与	適用なし	適用あり

Ⅲ-4. 非上場株式等の納税猶予の見直し ④

改下概要

贈与者が死亡した場合 の相続税の納税猶予制 度における会社の要件 について、中小企業者 であることなどの要件 が撤廃されます。

適用期間・時期

平成29年1月1日以後 に相続等により取得す る財産について適用さ れます。

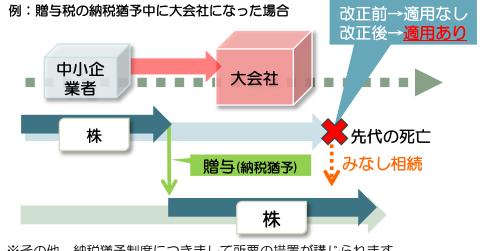
(所要の経過措置あり)

【解 説】 [現行]

非上場株式等の贈与税の納税猶予をうけ、旧代表者の死亡前に適用を受け ている会社が中小企業者に該当しないこととなった(大会社)等の場合に おいて、旧代表者が死亡した場合、相続税の納税猶予へ切り替えることが できません。

改正後は…

中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当すること とする要件が撤廃されます。



※その他、納税猶予制度につきまして所要の措置が講じられます。

Ⅲ-5. 広大地の評価方法の見直し

改正概要

・ 広大地の評価について 現行の面積に比例的に 減額する評価方法から、 各土地の個性に応じて 形状・面積に基づき評 価する方法に見直され るとともに、適用要件 の明確化が図られます。

適用期間・時期

平成30年1月1日以 後に相続等により取得 した財産の評価につい て適用されます。

【解 説】

広大地の評価の見直し

[現行]

広大地(面積が1,000㎡(三大都市圏については500㎡)以上の一定の土地)の評価について、現行の評価方法では土地の形状等に関係なく面積に比例的に按分する方法であり、時価に比べ相続税評価額が大幅に下回るケースが存在し、富裕層の節税策として利用される事例も発生しています。

改正後は…

広大地の形状・面積に基づき評価する方法へ見直されます。

広大地の評価	
現行	路線価×面積×広大地補正率% ※広大地補正率=0.6-0.05×広大地面積/1,000㎡(下限0.35)
見直し(案)	路線価×面積×補正率※1×規模格差補正率※2 ※1 不整形・奥行を考慮した補正率 ※2 面積を考慮した補正率

Ⅲ-6. その他の改正項目

その他の改正概要

資産課税については、 これまでに上げた項目 のほか主なものとして 右のような改正が予定 されています。

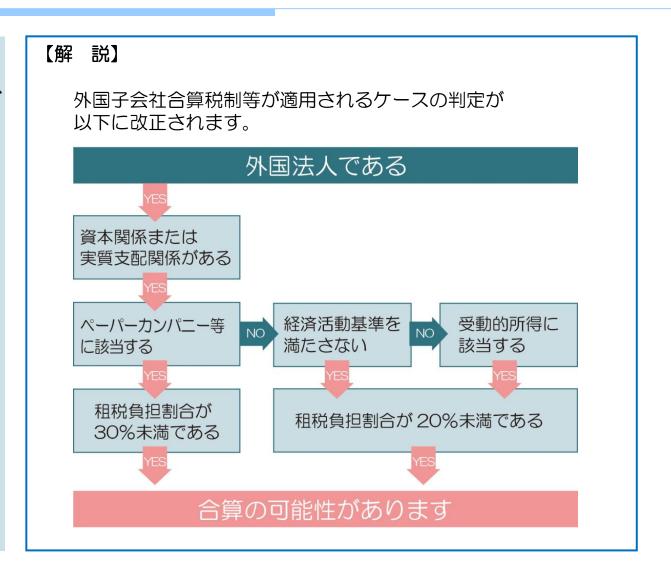
【解 説】

- ●直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税 領収書の提出方法について、電磁的方法が追加されます。
- ●土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税 軽減措置の適用期限が2年延長されます。
- ●住宅用家屋の所有権の登記等に対する登録免許税の軽減措置 適用期限が3年延長されます。
- ●一定の保育所を設置する場合の当該施設の用に供する固定資産に 係る固定資産税及び都市計画税 課税標準が5年間優遇されます。
- ●耐震改修・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置 減額すべき額が現行の2分の1から3分の2に拡充されます。
- 株式保有特定会社の判定判定基準に新株予約権付社債が加わります。
- ●特定経営力向上計画に係る一定の機械・装置に係る固定資産税 一部の地域・業種において対象資産が拡大されます。

- 国際的な議論を受けて、 判定フローが抜本的に 改正されます。
- 改正後は、多段階の判定となり、より複雑になります。

適用期間・時期

外国関係会社の平成30 年4月1日以後に開始 する事業年度から適用



- 減少するビール市場の対策のため、酒類定義の見直し及び税率構造の見直しが行われます。
- 税率構造について、発泡性酒類、醸造酒類、混成酒類に一本化されます。
- ・ 酒蔵ツーリズムの振興により、日本産酒類の消費の拡大、海外での日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進を図るため、訪日外国人旅行者向けに酒税の免税制度が創設されました。

摘要開始時期

消費者や酒類製造者への 影響に配慮する観点から、 平成32年10月1日より段階的に実施されます。

【解説】

洒類定義の見直し

ピール	●原料の範囲に、果実、一定の香味料が加わりました。●麦芽比率が50/100以上に引き下げられました。
発泡酒	●発泡酒の範囲に次の発泡性を有するものが加わります (アルコール度が20度未満でビール以外のもの)・ホップ又は一定の苦味料を原料としたもの・香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして一定の方法により測定した苦味価及び色度の値が一定以上の酒類
果実酒	●果実酒に植物(オークチップ)を浸してその成分を浸出させたものが加わります。

税率構造の見直し(1k)当たり) 出典:平成29年度税制改正大綱(自由民主党、公明党)に一部加筆

1千 出工	197		改正案	
種類	現行	第一段階:平成32年10月1日	第二段階:平成35年10月1日	第三段階:平成38年10月1日
発泡性酒類	220,000円	200,000円	181,000円	155,000円
発泡酒(アルコール分)	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	()
麦芽比率 25%以上 50%未満	178,125円	167,125円	155,000円	_
麦芽比率 25%未満	134,250円	134,250円	134,250円	_
(いわゆる「新ジャンル」)	_	_	134,250円	_
その他の発泡性酒類				
(アルコール分)	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	(11度未満)
(いわゆる「新ジャンル」)	80,000円	108,000円	<u> </u>	_
ホップ及び一定の苦味料 を原料としない酒類	80,000円	80,000円	80,000円	100,000円
醸造酒類	140,000円	120,000円	100,000円	100,000円
清酒	120,000円	110,000円	—	_
果実酒	80,000円	90,000円	-	_
混成酒類(アルコール分20度)	220,000円	200,000円	200,000円	200,000円
アルコール分1度当たりの加算額	[11,000円]	[10,000円]	[10,000円]	[10,000円]

訪日外国人旅行者向けの免税制度の創設 出典:観光庁【平成29年度税制改正】訪日外国人旅行者向け酒税の免税制度の創設

対象者	訪日外国人旅行者
対象場所	輸出物品販売場(訪日外国人旅行者向け消費税免税店)の許可を受けた酒類販売場(酒蔵)
対象物品	酒類(日本産酒類の全品目が対象)

・ 環境性能の優れた自動車 の普及を促すため、自動 車重量税のエコカー減税 について見直しが行われ ます。

適用期間・時期

平成31年4月30日まで 適用期間が延長されます。 (現行:平成29年4月30日まで)

【解 説】

自動車重量税のエコカー減税について、燃費の向上に応じた対象の 重点化を図った上で、2年間延長されます。

自動車重量税

	現行			2017年5月1日~ 2018年4月30日		2018年5月1日~ 2019年4月30日	
	1回目 車検	2回目 車検		1回目 車検	2回目 車検	1回目 車検	2回目 車検
電気自動車等							
2020年度基準 +50%達成	Æ ₹8	Æ ₹H		免税	免税	免税	免税
+40%達成	免税	免税					
+30%達成						▲ 75%	
+20%達成				▲ 75%		▲ 75%	
+10%達成	▲ 75%			▲ 50%		▲ 50%	
達成	▲ 50%			▲25%		▲25%	
2015年度基準+10%達成	0/		,	▲25%		本則 (※)	
+5%達成	▲ 25%			本則 (※)			
達成	本則						

(出典:経済産業省 「経済産業省関係 平成29年度税制改正について)

(※) ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、ガソリン車(ハイブリッド、 軽除く。新車のみ)には本則税率適用されます。

- 仮想通貨に関する消費税の課税関係の見直しが行われます。
- 災害に関する消費税課税 事業者選択届出書の取扱 いが改正されます。

適用期間・時期

- 仮想通貨については平成 29年7月1日以後に行う 取引に適用されます。
- 消費税課税事業者選択届 出書は、平成29年4月1 日以後に指定日が到来す る特定非常災害の指定を 受けた災害について適用 されます。

改正概要

異動に伴う届出書の提出 税務署の範囲が見直され ます。

【解 説】

- ・仮想通貨に係る消費税の課税関係の見直し(消費税)
- 資金決済法の改正によりビットコインなどの仮想通貨が、支払・決済手段であるとして規定が整備されたことから、消費税の課税区分が課税取引から非課税取引に変更されます。
- ・課税事業者選択届出の特例措置の新設(消費税)

特定非常災害被災事業者の消費税課税事業者選択届出書について、被災した日の属する課税期間から課税事業者を選択する場合等は、国税庁長官の指定日までに届出書を提出したときは本来の提出時期までに提出したものとみなすこととなります。

- ・異動届出書等の提出先の見直し
- ①法人税及び消費税

納税地の異動届出書に関し、異動後の納税地所轄税務署への提出が不要になります。

②所得税

所得税について下記の税務署長への届出書の提出が不要となります。

- ・納税地の変更に関する届出書及び納税地の異動に関する届出書に関し、変更後及び 異動後の納税地所轄税務署
- ・個人事業の開業・廃業等届出書に関し、納税地の所轄税務署長以外の税務署長
- ・給与支払事務所等の移転届出書に関し、移転後の給与支払事務所等の所在地の 税務署長

※法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要になります



税理士法人 みらいコンサルティング

【税制改正プロジェクトチーム】

(東京本社) 鈴木智史 大塚 修 竹下幹二 宮崎 進 三田善啓 船山 奨

島村智彦 松岡勇治 小寺峻祐 鈴木康子 永山南美 能見 麻樹子

小沼健二郎

(大阪支社) 今吉貴子 鬼丸香里 植野暢康 板倉謙吉

(名古屋支社) 杉本篤思 藤瀬誉久

西村洋一 伊藤哲也 村松 剛